

令和7年度第3回 花巻市総合教育会議

開催日時 令和8年3月19日(木) 午前10時

開催場所 花巻市役所本庁舎 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

(1) 市長あいさつ

(2) 教育長あいさつ

3 協 議

(1) 教育大綱の改定について

(2) 花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

4 そ の 他

5 閉 会

1 はじめに（教育大綱策定の趣旨）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の平成27年4月の改正により、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する総合教育会議が設置され、この総合教育会議における議論を踏まえて、地方公共団体の長が教育、学術及び文化の振興に関する施策についての基本的な方針である大綱を策定することが定められました。

この背景には、地方公共団体の長は教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など教育行政における重要な権限を有していること、教育行政は福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となってきたこととあわせ、地方公共団体の長に教育大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが、その目的であるとされております。また、地域振興の観点から、地方公共団体の長が教育に関し管理・執行できる事務が拡大されてきており、現在、市長部局に委任されていない事務についても、教育委員会との協議を踏まえ、地域の実情に応じた在り方を検討していくことが必要となってきます。

本市におきましては、令和6年2月に「第2次花巻市まちづくり総合計画（長期ビジョン）」、同年6月に「第2次花巻市まちづくり総合計画（前期アクションプラン）」を策定して今後8年間にわたる市のまちづくりの方向性を明らかにし、教育については、「子育て・人づくり」分野として、次代を担う子どもたちの成長支援と市民の学びや、芸術文化活動等の推進を図ることとしております。

本市の社会教育につきましては、スポーツに関すること及び文化財の保護に関するものを除く文化に関することは、地教行法第23条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、教育委員会からの委任により、その事務を市長部局において執行し、社会教育に根ざした各種生涯学習講座の開催や宮沢賢治記念館や萬鉄五郎記念美術館、図書館等の社会教育施設の運営等は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、補助執行として市長部局がその役割を担ってまいりました。

このような状況を踏まえ、現在の「花巻市教育大綱」が終期を迎えるにあたり、新たな教育大綱については、子どもの主体性を尊重するとともに、誰一人取り残さない学びの確保に努めることを基本理念に策定する「第4期花巻市教育振興基本計画」との整合を図りながら、市長部局が担う「子育て支援」や「生涯学習」等も勘案し、「第2次花巻市まちづくり総合計画」に沿った内容とし策定することとしたところです。

本大綱に基づき、子どもたちの自らの意見、考え、思いを尊重し「誰一人取り残さない教育」を推進するとともに、市民の生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の充実を通じて、誰もが心豊かに過ごすことができる魅力あるまちづくりの実現を目指します。そのために、総合教育会議で議論を深め、教育委員会、関係機関・団体と連携しながら、着実に施策を推進してまいります。

また、総合教育会議では学校教育以外の分野でも幅広い意見交換を実施していくほか、地教行法に定められた教育委員会からの意見聴取等について、その確実な実施と事務の効

~~率性を高めるための手法についての協議や、地教行法第23条第1項において、「条例の定めるところにより地方公共団体の長が事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる」と規定されているものの、現在は実施していない事務の取扱いについても、教育委員会との協議を深めてまいりたいと考えております。~~

令和8年●月●日

花巻市長 小 原 勝

2 大綱の性格と位置づけ

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定又は変更します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）[抄]

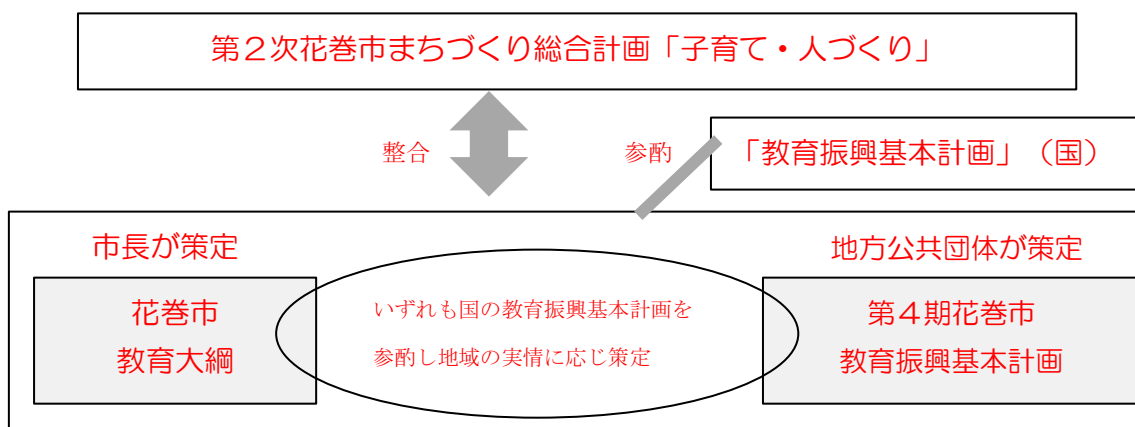
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。



3 期間

教育大綱の対象期間は、令和8（2026）年度から令和12（2031）年度までの5年間とします。

4 基本理念及び基本方針

【基本理念と目指す姿】

「子どもたちの笑顔 明るい未来をつくるまち」

子どもたちが自らの意見、考え、思いを尊重するとともに、誰一人取り残さない学びの確保に努めながら、子どもたちが健やかに成長することができるよう、子どもたち自身とその家庭を支援し、ここで暮らしたい、子育てしたいと感ずることができるまちづくりを目指します。

また、生涯学習、スポーツ、芸術文化活動、文化財の保護と活用を通じて、市民が人生100年時代を心豊かに過ごすことができるまちづくりを目指します。

【6つの基本方針とそれぞれの目指す姿】

（基本方針1）子育て環境の充実

目指す姿：全ての子どもが健やかに育っています

（案）

少子化の進行に加え、核家族やひとり親家庭の増加など家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、花巻の次代を担う子どもたちを健やかに育むためには、子育て環境の充実を図る必要があります。

そのために、保育士確保の取組を継続して実施し、保育園等における待機児童の解消を図るほか、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や子どもの一時的な預かりに対応できる体制の充実や保育サービスの拡充、子育て世帯の経済的負担の軽減を行います。近年需要が高まっている学童クラブについては、放課後児童支援員の確保による保育環境の充実や施設の充実と合わせ、経済的な支援を必要とする世帯の保育料減免を行います。

また、子どもの心身の健全な発達や基本的な生活習慣の定着など、子育てに関する基本的な知識を、保護者や子育てをサポートする方々が学ぶことができるよう、家庭の教育力向上を図る相談体制の充実を図るほか、情報発信や講座開設などの取組を進めます。

就学前教育では、小学校へのスムーズな接続を目指し、学校生活や地域社会に適応していけるよう子どもの育ちをサポートするプログラムを関係機関と連携しながら推進するとともに、5歳児健康診査の実施により子どもの発達の特性を早期に把握し、必要な支援につなげる体制を整備します。また、少子化に伴い、一定規模での集団活動など適正な保育環境の提供が難しい小規模な公立保育園等の今後の在り方について、保護者や地域の方々と協議しながら検討します。

（基本方針2）学校教育の充実

目指す姿：子どもたちが夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育っています

~~（案）~~

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手となる児童生徒一人一人が幸せや生きがいを感じ、夢と希望を持ちたくましく育つためには、学校教育の充実を図る必要があります。

そのために、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、児童生徒の確かな学力の育成や健全な体の育成を図るとともに、郷土を愛し、自己肯定感や思いやりのある豊かな人間性を育むため、他者とのつながりやかかわりの中で体験的に学ぶふるさと学習等の充実を図ります。

また、全ての子どもが毎日生き生きと学校生活を送ることができるように、障がいのある児童生徒や医療的ケア児、外国人児童生徒など多様なニーズを有する児童生徒への支援体制の充実を図るほか、不登校児童生徒への多様な学びの場の確保に努めるとともに、地域ぐるみで支えるネットワークを構築するなど支援の充実を図ります。

さらに、家庭や地域との連携・協働による教育を推進するため、コミュニティ・スクールの活動を促進するほか、保護者や地域の理解を得ながら、学校の適正規模・適正配置の検討や施設設備等の教育環境の改善を図るとともに、本市ではじめての義務教育学校の開校に向けて整備を進めるほか、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組みます。また、県立高等学校の教育活動の充実のため、学校関係者や地域と連携を図るほか、魅力ある私立学校の運営を支援します。

（基本方針3）生涯学習の推進

目指す姿：生涯を通じた学びでまちや地域が元気になっています

~~（案）~~

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、その生涯にわたって学習することができる環境づくりが必要です。

そのために、**全ての世代の**市民が知識や経験を得る機会を市が積極的に提供していくこととし、市が主催する社会教育の手法を用いた生涯学習講座の充実を図るとともに、市民が自主的に多様な生涯学習活動を行うことができるよう、活動場所の確保や講師派遣などの支援を行うほか、市民が自らの活動の成果を発表する機会の提供に努めます。

新花巻図書館整備基本構想における「郷土の歴史と独自性を大切にし、豊かな市民文化を創造」「すべての市民が親しみやすく使いやすい」「暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ知の情報拠点」の3つの基本方針及び新花巻図書館整備基本計画に基づき、まちや市民に活力と未来をもたらす新花巻図書館の建設を推進します。

地域振興やコミュニティの基盤強化のための方策の一つとして、地域における社会教育の手法を用いた講座事業などの実施が有効であることから、地域コミュニティや自治公民館等が行う講座等に対して必要な支援を行います。

市民が本市の伝統や文化を尊重し郷土を愛するとともに、他の地域や他国の文化も尊重できる心を養うために、国内国外の友好都市との交流事業を推進するほか、市民の国際理解及び多文化共生への理解を推進します。また、中学生及び高校生の国際姉妹都市等への派遣を通じて、子どもたちが世界への眼をひらく契機とします。

（基本方針４）スポーツの振興

目指す姿：いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを楽しめるまちになっています

（案）

市民が、いつまでも気軽にスポーツ活動を行うことができるようにするためには、日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが必要です。

そのために、地域におけるスポーツ教室の開催等を通じて、市民が自分の体力や興味に合わせてスポーツを楽しむことができるよう支援を行うほか、中学校における部活動の地域展開移行の受け皿となる総合型地域スポーツクラブの支援や指導者の育成を行うとともに、スポーツ施設については、使用料の見直しを図りながら計画的な改修等に取り組みます。また、障がいがあってもスポーツを楽しむことができるよう、大会参加への支援など、障がい者のスポーツ環境についても充実を図り、~~全ての市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。また、スポーツ施設については、使利用料の見直しや計画的な改修等に取り組みます。~~

東北初の女子野球タウン認定を契機として女子野球の普及を図るとともに、「花巻球場の愛称命名および施策の連携に関する契約」の締結による「JALスタジアム花巻」を活用した地域スポーツの活性化、交流人口の拡大などに向けた取り組みを強化します。

競技スポーツについては、各種競技の指導者を養成するため研修会等への派遣を支援するほか、トップレベルで活躍する選手の強化や大会参加に対する支援を行い、競技力の向上に取り組みます。

大規模スポーツ大会などにより、トップレベルの選手のプレーに触れる機会を創出することで、市民のスポーツへの関心を高め、競技者の能力や技術向上への意欲喚起を促すとともに、施設の有効活用や宿泊による産業振興にも資する大規模スポーツ大会の誘致を進めます。

（基本方針5）芸術文化の振興

目指す姿：芸術文化に親しむ機会が増えています

~~（案）~~

芸術文化は心豊かな社会の形成に欠かせないものであり、芸術文化の振興のためには、市民が気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

そのために、**中学校における部活動の地域展開の流れも見据え、芸術・文化団体や指導者の活動を支援するとともに、全ての世代の市民が身近な場所で、優れた芸術や文化に触れることができるよう、博物館や萬鉄五郎記念美術館等の社会教育施設や文化会館における企画事業の充実を図るほか、~~市民団体の活動を支援します。また、~~芸術文化関係施設については、計画的な施設の改修等に取り組みます。**

本市の優れた先人を顕彰し、その功績の理解を通じて、市民の郷土への愛着と誇りを育むとともに、より多くの方々にその功績を知っていただくため、宮沢賢治記念館をはじめとする市内の各記念館等における企画展や講座の充実を図ります。

（基本方針6）文化財の保護と活用

目指す姿：郷土の大切な文化財と民俗芸能が次代につながっています

~~（案）~~

本市は、県内でも有数の文化財を有しており、これらを市民共有の財産として後世へ引き継ぐとともに、市民が文化財に触れる機会をつくることで、市民の関心や理解を深めることが必要です。

そのために、指定文化財については、その適切な保護や活用を図るため、各種計画等に基づいた取組を実施するほか、継続して調査を実施している花巻城跡について、本丸跡の県指定史跡を目指します。さらに、市民の知的好奇心に答えられるよう博物館等における展示や企画展の充実を図ります。

本市の歴史を後世に伝え、歴史を通じた新たなまちづくりの視点を今後の行政に役立て市民に提供するため、新たな知見を加えながら広い視野から花巻の歴史を明らかにする市史の編さんの取組を進めます。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地における開発行為等との調整を図りながら、その適切な保存を図るほか、市民の関心を高められるよう発掘調査成果の説明会や収蔵資料の展示公開などに取り組みます。

地域に伝わる数多くの民俗芸能の伝承を支援するため、発表の機会を確保するとともに、各団体が行う課題解決に向けた取組への支援を行います。

学校における多忙化解消プログラム【概要版】

(花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)



令和7年6月に公布され、令和8年4月1日に施行される「改正給特法」の第8条において、教育委員会に策定を義務付ける「教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等」が規定された。

このことを受け、本市では、これまで取り組んできた「学校における多忙化解消プログラム」を踏まつつ、国の指針で示された教職員の業務負担軽減策を盛り込んだ「学校における多忙化解消プログラム（花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）」として本計画を策定し、教職員の心身の健康守りつつ、児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のワークライフバランスの実現を目指すものである。

1. 計画の趣旨

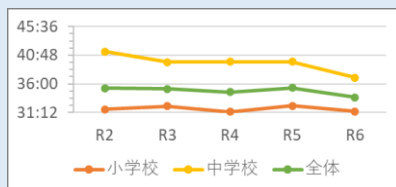
計画の趣旨 ※上記記載のとおり

2. 本市の現状と目標、計画期間

1 現状

【時間外在校等時間の状況】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	31:44	32:14	31:20	32:17	31:23
中学校	41:24	39:37	39:40	39:40	37:03
全体	35:16	35:08	34:36	35:18	33:42



2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ② 1年間における時間外在校等時間を360時間以下とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 教職員アンケートにおける現在の業務にやりがいを感じている回答の割合を令和7年度の実施結果（88%）から向上することを目指す
- ② 教職員アンケートにおける健康でいきいきと業務ができている回答の割合を令和7年度の実施結果（54%）から向上することを目指す

3 計画期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 全学校で取り組む事項【11項目】

- ① 校舎の開錠・施錠（新規）

2 各学校が選択的に取り組む事項【9項目】

※前年度と同様の項目

3 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

- ② 校務DXの推進（拡充）
- ③ 多忙化解消プログラム
(学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定（拡充）
- ④ 留守番電話装置等の設置（拡充）
- ⑤ 過剰な苦情等への対応（新規）
- ⑥ 学校業務をサポートする人員の配置（新規）
- ⑦ 教職員等を対象とした健康診断及びストレスチェックの実施（新規）

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ① 本計画の公表と報告
- ② 目的達成状況の把握
- ③ 課題解決に向けた教育委員会と学校との連携
- ④ 取組に対する保護者の理解と協力を得るための周知



学校における多忙化解消プログラム

(花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年2月

花巻市教育委員会



1 計画の趣旨

令和元年の法改正と令和2年の指針改定を受け、国は教職員の在校等時間の上限設定や客観的な計測方法、一年単位の変形労働時間制の活用などを明確化したところである。

さらに、令和5年に中央教育審議会が緊急提言を行ったことを受け、文部科学省は令和6～8年度を集中改革期間に設定し、速やかな改革の実施を促している。

こうした国の動きに呼応して、岩手県では、令和6年2月に「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」を策定し、時間外在校等時間の縮減と教職員のウェルビーイング確保を柱に、市町村が同様のプラン等を策定して、市町村立学校の働き方改革を推進するよう求めている。

本市では平成27年度以降、国・県の方針を踏まえて学校・教育委員会・保護者等が連携しながら制度見直しや施策を進めてきた。令和2年度には「花巻市立学校の教職員の業務量の適切な管理に関する規則」を制定し、さらに、多忙化解消プログラムを策定・運用するなど、校内業務の適正化と教職員の負担軽減に取り組んできた。

令和8年4月1日より施行される改正給特法では、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・実施を義務化したところである。

これを受け、本市では、これまでの「学校における多忙化解消プログラム」で掲げてきた①全学校で取り組む事項、②各学校が選択的に取り組む事項、③学校を支援するために教育委員会が取り組む事項に取り組むとともに、国の指針で示された「学校外で担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」を含めた教職員の業務の負担軽減策を盛り込んだ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「学校における多忙化解消プログラム（花巻市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）」を策定したところである。

計画の運用にあたっては、総合教育会議への報告や毎年度の点検・報告を行うとともに、花巻市教育委員会教職員多忙化解消会議において改善に向けた具体的検討を重ね、最終的には教職員の心身の健康を守りつつ、児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。



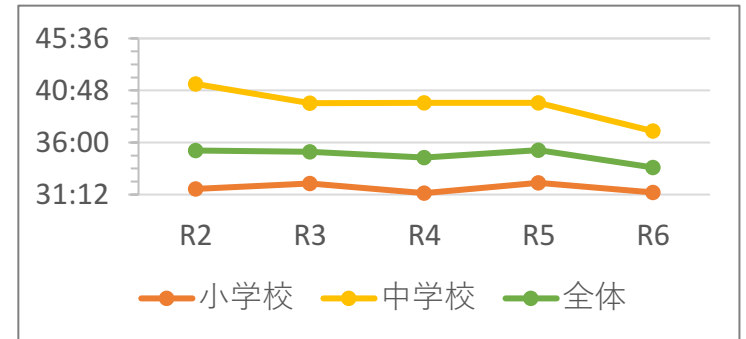
2 本市の現状と目標、計画期間

1 本市の現状

- 本市では、令和2年度に「花巻市立学校の教職員の業務量の適切な管理に関する規則」を制定、また、同年度に「学校における多忙化解消プログラム」を策定し、教職員一人当たり時間外在校等時間の上限時間を1か月で45時間、1年で360時間の範囲内とすることを目標に掲げ、校内業務の適正化と教職員の負担軽減に取り組んできた。
- その結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況については、下記のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

区分	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	31 : 44	32 : 14	31 : 20	32 : 17	31 : 23
中学校	41 : 24	39 : 37	39 : 40	39 : 40	37 : 03
全体	35 : 16	35 : 08	34 : 36	35 : 18	33 : 42



2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 (※令和7年度の実施結果は「そう思う」「まあそう思う」の割合の計)

- 教職員アンケートにおける現在のやりがいを感じている回答の割合を令和7年度の実施結果(88%)から向上することを目指す
- 教職員アンケートにおける健康でいきいきと業務ができている回答の割合を令和7年度の実施結果(54%)から向上することを目指す

3 計画期間

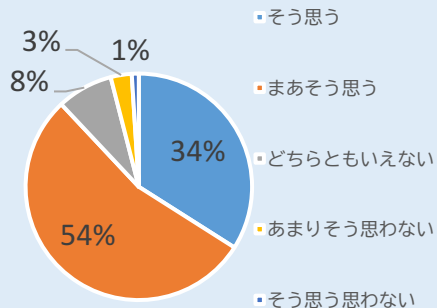
令和8年度～令和11年度

【参考】

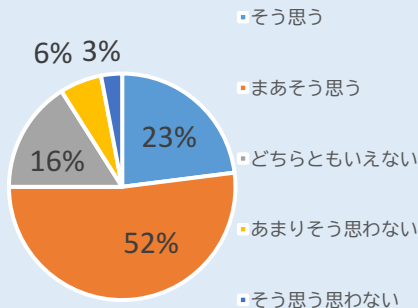
令和7年度市内小中学校教職員の働き方改革の推進に関するアンケート調査結果（抜粋）

目標項目

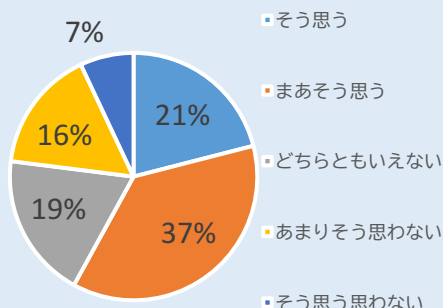
問5 あなたは、現在の業務にやりがいを感じていますか



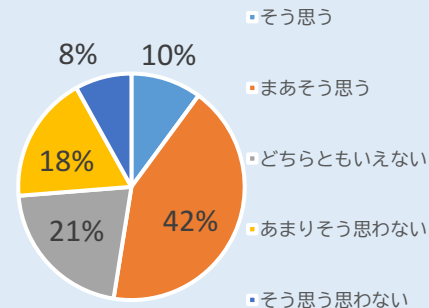
問7 あなたの職場環境は働きやすい環境ですか



問10 あなたは、自分の時間外勤務の時間が多いと感じますか

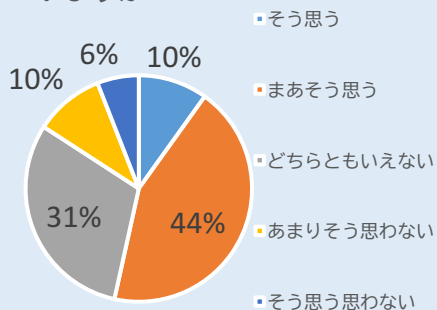


問13 あなたは、自分自身の自由な時間を確保できていますか

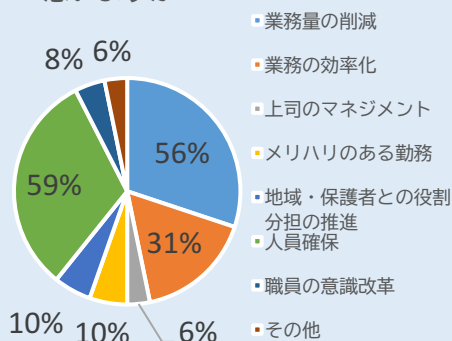


目標項目

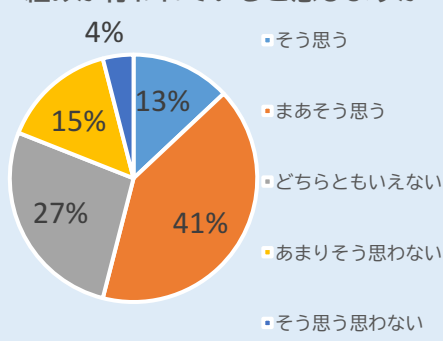
問16 あなたは、健康でいきいきと業務ができていると感じていますか



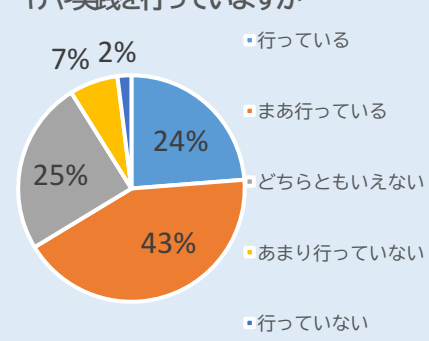
問18 時間外勤務を減らすためにはどのようなことが必要だと思いますか



問21 あなたの職場において、外部人材等、以前より働き方改革の取り組みが行われていると感じますか



問23 あなたの職場において、管理職が率先して働き方改革の取組の呼び掛けや実践を行っていますか



【複数回答】

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



1. 全学校で取り組む事項【重点事項11項目】

① 目標時間を定めた「時間外在校等時間」の縮減【継続】（国指針2-3-(3)-ト）

取り組み内容	R6実績	R5実績
学校ごとの「時間外在校等時間」が、1人平均45時間/月超えの学校数を0校とする。	2校（小0、中2）	1校（小0、中1）
個人ごとの「時間外在校等時間」が、100時間/月超えの延べ人数を0人とする。	49人（小4人、中44人）	50人（小5人、中45人）
「時間外部活動時間」及び「持ち帰り業務時間」の把握	※目標時間を定めない実態把握	
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 統合型校務支援システムの「タイムカード」機能を活用した「在校等時間」、「時間外部活動時間」及び「持ち帰り業務時間」の記録及び市教委への報告、業務の縮減・効率化、意識啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「在校等時間」実績の集計・整理 「時間外在校等時間」の多い学校・個人との相談・指導 	

② 業務の平準化に向けた校務分掌の見直し【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> 特定の人が常態的に時間外勤務を行うことのないよう、業務の平準化を目的とした校務分掌の見直しを行う。 	81.5%	85.2%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 各教職員の業務量及び執行方法の把握・分析 平準化に向けた校務分掌の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校からの協議・相談等への対応 	

③ 長時間労働者に対する学校長面談の実施【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> 時間外在校時間実績が月80時間を超える者について、学校長が個別面談を実施し、勤務実態の把握と改善に向けた指導を行う。 	92.6%	88.9%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> 個別面談の実施による勤務実態把握と改善に向けた相談・検討（学校長） 面談内容の記録及び市教委への報告（医師面接希望の有無の確認を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校からの報告内容の確認・整理 医師面接の実施（希望者がある場合） 	

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



1. 全学校で取り組む事項【重点事項11項目】

④部活動休養日及び活動時間の徹底【継続】（国指針2-3-(2)-ロ-⑬）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> ・週あたり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。 ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。（※いずれもスポ少活動や父母会練習を含む） 	100%	100%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ・「学校の部活動に係る活動方針」、「年間活動計画及び活動実績」の策定及び周知徹底 ・部活動指導員、外部コーチ、保護者等との連携及び共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び関係団体等との協力体制構築のための連絡調整 ・各種研修会等の実施 	

⑤最終退勤時刻の設定【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校において、最終退勤時刻を午後8時を目途に設定する。 	66.7%	59.3%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ・校内における職員への周知・徹底 ・業務の計画的な整理・執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校からの協議・相談等への対応 	

⑥定時退庁日の設定【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の定時退庁日を設定する。 	63.0%	59.3%
学校の役割	教育委員会の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ・校内における職員への周知・徹底 ・業務の計画的な整理・執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外の緊急連絡先 	

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



1. 全学校で取り組む事項【重点事項11項目】

⑦時間外電話・来校相談時間の適正化【継続】（国指針2-3-(3)-へ）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における勤務時間外の電話・来校相談については、原則として、朝は7時30分以降、夕方は18時までを目途とする。 ・中学校における部活動延長期間については、各中学校の延長時間内までとする。 ・いじめや命に関わる緊急度の高い案件、学校から折り返しの連絡を依頼している場合は、この限りではない。 	59.3%	63.0%

学校の役割	教育委員会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、関係機関及び関係団体への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外の緊急連絡先 ・保護者向け通知案の作成

⑧長期休業期間中の学校閉庁日の実施【継続】（国指針2-3-(10)）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
<ul style="list-style-type: none"> ・（夏季休業期間）令和8年8月8日～16日の9日間（内平日4日間）を学校閉庁日とする。 ・（冬季休業期間）令和8年12月26日～令和9年1月3日の9日間（内平日1日間）を学校閉庁日とする。 ・上記休業期間のみに拘らず前後に付け足す（拡大）など学校ごとの判断で積極的な運用を可能とする。 ・閉庁日には、部活動や部活動と活動する生徒が重複するスポ少活動等（父母会練習を含む）を行わないこととする。 	100%	100%

学校の役割	教育委員会の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、関係機関及び関係団体への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉庁日の緊急連絡先

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



1. 全校で取り組む事項【重点事項11項目】

⑨ 小学校高学年の教科担任制の導入【継続】（小学校のみ）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
・担任外の担当や担任間の交換等により、小学校高学年に教科担任制を導入する。	81.3%	75.0%
学校の役割	教育委員会の役割	
・教科担任制の導入に向けた事務分掌の検討・実施	・各小学校からの協議・相談等への対応	

⑩ 学校安全衛生会議の実施【継続】

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
・毎月1回以上（職員会議と併催可）をめぐり、職場環境改善を目的とした学校安全衛生会議を開催する。	70.4%	55.6%
学校の役割	教育委員会の役割	
・職場環境の現状把握・共通理解、改善に向けた検討	・必要な資料の提供等	

⑪ 校舎の開錠・施錠【新規】（国指針2-3-(2)-ロ-⑩）

取り組み内容	R6達成率	R5達成率
・副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。	—	—
学校の役割	教育委員会の役割	
・共通理解、改善に向けた検討	・必要な資料の提供等	

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



2. 各学校が選択的に取り組む事項【9項目】

① 学校行事・カリキュラムの精選・効率化【継続】 (国指針2-3-(3)-ロ)

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 仕事内容の縮減、行事の統合、早めの計画立案、運営のマニュアル化、開催日程の短縮化等	81.5%	92.6%

② 会議の効率化【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 資料の事前配布、開催回数の削減、終了時間の厳守等	88.9%	88.9%

③ 定時退庁日の拡大【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 共通取り組み事項に加え、定時退庁日を拡大（例：月2回、毎週○曜日等）	37.0%	33.3%

④ 地域人材の活用【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 学習、読書等ボランティアの活用、部活動における外部コーチの依頼、保護者・地域との連携	88.9%	88.9%

⑤ 教材・各種資料のデータ共有の促進【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 各種データを整理し、共有できる環境をつくる。	55.6%	55.6%

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



2. 各学校が選択的に取り組む事項【9項目】

⑥年次取得促進とそのための体制づくり【継続】（国指針2-3-(10)）

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 休暇取得の推進・声掛け、同僚性を高める。	96.3%	81.5%

⑦登校時間の制限【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ 登校時間に制限を定め、保護者に理解を求める。（例：登校時間を午前7時30分以降とする等）	48.1%	44.4%

⑧PTA活動の工夫【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ PTA組織と事務分担や行事・会議等の見直し	66.7%	70.4%

⑨その他【継続】

取り組み内容	R6取組率	R5取組率
・ （事例）家庭訪問の実施見直し、通知表の所見欄の廃止、必要に応じた面談など	7.4%	0%

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

①教育活動を支援する人員の配置【継続】（国指針2-3-(2)-八-⑱、2-3-(4)）

取り組み内容

- ・学力向上、特別支援教育の充実、不登校児童生徒への対応、学校図書館の環境整備など、喫緊の教育課題に対応する支援員を配置する。R8:92人（はなまき授業サポーター 8人、中学サポーター 5人、ふれあい共育推進員 52人、ふれあい共育推進員（医療的ケア） 3人、生徒支援員 12人、日本語指導講師 6人、学校図書館司書 6人）
- ・小人数指導などの「指導方法工夫支援」、いじめ・不登校対応などの「児童生徒支援」、通級指導などの「特別支援教育」などに対応するため加配教職員の配置を県に要望する。（R7：45人→R8：●人）※2月末確定

②校務DXの推進【拡充】（国指針2-3-(2)-ロ-⑧、2-3-(2)-八-⑰、2-3-(3)-二）

取り組み内容

- ・令和7年度から本格稼働している統合型校務支援システムの運用サポートを行うとともに、活用状況と効果について確認する。
- ・採点時間の短縮に加え、成績処理に係る教職員の負担軽減を目的とした採点システムを市内全中学校に導入する。【新規】
- ・教職員の校務の効率化や質の向上等、働き方改革を目的とした生成AIの利活用について調査・研究する。

③学校給食費の公会計化の実施【継続】（国指針2-3-(2)-イ-③）

取り組み内容

- ・学校給食の公会計化（R2年度～）

④長時間労働者に対する医師面接の実施【継続】（国指針2-3-(6)）

取り組み内容

- ・時間外在校等時間実績が月80時間を超える者等で医師面接を希望する者について実施する。（面談を実施した者 R6：1人）

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

⑤部活動に係る大会等の見直し【継続】（※中学校のみ）

取り組み内容

・ 休日の部活動の地域連携・地域移行を着実に推進するため、中体連や各競技団体において検討されている大会等の見直しについて、関係機関・関係団体と情報共有を図る。

⑥部活動指導員の配置【継続】（※中学校のみ）

取り組み内容

・ 各中学校に実技指導や大会引率を行う部活動指導員を配置する。（参考 R7：18人）
（1校あたり1名を基本として活動時間は年210時間が上限。210時間の範囲内であれば各学校において複数の配置も可）

⑦部活動の在り方検討・基本計画の推進【継続】（※中学校のみ）

取り組み内容

・ 花巻市立中学校部活動の地域連携・地域移行基本計画を踏まえ、部活動等の在り方検討会議において関係機関・関係団体と協議を行い、休日の部活動の地域連携・地域移行を着実に推進するとともに、平日の部活動や吹奏楽部をはじめとする文化部の地域連携及び地域移行についても取組を推進する。[部活動地域移行進捗率 R7：47%（R7.12月末現在） ⇒ R8：58%]

⑧各種作品募集の応募依頼予定表の作成【継続】

取り組み内容

・ 各小中学校において計画的な取り組みができるよう、予定表を作成・配布する。

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

⑨各種会議の精選【継続】

取り組み内容

- ・各種会議の在り方に関する見直しを行う。（教育研究所研究発表会のオンライン開催 など）

⑩各事業の評価と精選【継続】

取り組み内容

- ・各事業の評価をもとに、適切な見直しを行う。

⑪調査・照会等の精査【継続】（国指針2-3-(2)-ロ-⑥）

取り組み内容

- ・各種調査・照会等に係る調査の対象・頻度・時期・内容等について精査の上、必要な見直しを行う。（生活アンケートの廃止、各種調査・照会のオンライン回答の実施 など）

⑫花巻市教職員多忙化解消会議の開催【継続】

取り組み内容

- ・多忙化解消に向けた具体的な取り組み内容を検討する場として、多忙化解消会議を開催する。

⑬多忙化解消プログラム（学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定【拡充】

取り組み内容

- ・教職員多忙化解消会議での検討を経て、多忙化解消プログラムを策定する。
- ・総合教育会議に報告を行う。
- ・毎年度、点検・評価を行う。

3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容



3. 学校を支援するために教育委員会が取り組む事項【17項目】

⑭留守番電話装置等の設置【拡充】（国指針2-3-(3)-へ）

取り組み内容

- ・勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話装置や携帯電話の各学校への設置を進める。
 - ▶携帯電話 R8整備…5台（小：4台、中：1台） [R8年度末の台数見込み 小：7台、中：8台 計15台]
 - ▶留守番電話 R8整備…3台（小：3台、中：0台） [R8年度末の台数見込み 小：6台、中：1台 計7台]

⑮過剰な苦情等への対応【新規】（国指針2-3-(2)-イ-⑤）

取り組み内容

- ・学校だけでは解決が難しい事案については、スクールソーシャルワーカーが中心となり、市法務専門監や学校と連携して課題解決に向けた対応をする。

⑯学校業務をサポートする人員の配置【新規】（国指針2-3-(2)-ハ-⑮⑰、2-3-(4)）

取り組み内容

- ・学校運営に必要な事務作業や児童生徒の生活指導補助、校舎清掃、備品管理、学校行事の運営補助を行う「スクールサポートスタッフ」の配置について、県に要請する。

⑰教職員等を対象とした健康診断及びストレスチェックの実施【新規】（国指針2-3-(8)）

取り組み内容

- ・毎年度、教職員を対象とした健康診断及びストレスチェックを実施する。



4 関連する取組、今後のフォローアップ

①本計画の公表と報告

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、花巻市の公式ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。

②目標の達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市が活用している校務支援システム等により把握する。その他の目標については、本市が行っている教職員アンケートの結果から把握する。

③課題解決に向けた教育委員会と学校との連携

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

④取組に対する保護者の理解と協力を得るための周知

保護者等の理解を促進するため、首長部局と連携し、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。